

別表（第5条関係）

姫路市が行う環境に配慮した電力の調達契約評価基準

項目	区分	評価点
① 令和4年度1 kWh 当たりの 二酸化炭素排出係数(調整後排 出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh) (※1)	0.375未満	70
	0.375以上0.400未満	65
	0.400以上0.425未満	60
	0.425以上0.450未満	55
	0.450以上0.475未満	50
	0.475以上0.500未満	45
	0.500以上0.525未満	40
	0.525以上0.550未満	35
	0.550以上0.575未満	30
	0.575以上0.600未満	25
	0.600以上	0
② 令和4年度の未利用エネル ギー活用状況(※2)	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和4年度の再生可能エネ ルギー導入状況(※3)	10.00%以上	20
	5.00%以上10.00%未満	15
	2.50%以上5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0

※1 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和4年度実績の二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）を用いる。

※2-1 未利用エネルギーの活用状況とは、以下の方法により算出した数値をいう。

① 令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）

② 令和4年度の供給電力量（需要端）（kWh）

（ただし、①、②ともに他小売電気事業者への販売分は含まない。）

（算定方式）

未利用エネルギーの活用状況＝①÷②×100

※2-2 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※2-3 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

① 工場等の廃熱又は排圧

② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）第2条第3項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）

③ 高炉ガス又は副生ガス

※3-1 再生可能エネルギー導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量を⑥令和4年度の供給電力量（需要端）で除した数値。

① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者か

ら購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））

- ② グリーンエネルギーCO₂ 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂ 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量（kWh）
- ③ J-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる トラッキング付非FIT 非化石証書の量（kWh）
- ⑥ 令和4年度の供給電力量（需要端(kWh)）

（算定方式）

$$\text{令和4年度の再生可能エネルギーの導入状況} = (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}) \div \text{⑥} \times 100$$

※3-2 再生可能エネルギー導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

※3-3 令和4年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）は、令和4年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限り、他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3-4 令和4年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。